

令和7年 第2回松田町議会定例会 会議録 (第3日目)

令和7年6月5日 午前9時00分 開議

1. 出席議員 12人

1 番	北村和士	2 番	武尾哲治	3 番	吉田功
4 番	中津川定雄	5 番	秋田谷光彦	6 番	古谷星工人
7 番	平野由里子	8 番	田代実	9 番	井上栄一
10 番	南雲まさ子	11 番	飯田一	12 番	寺嶋正

2. 欠席議員 なし

3. 説明のための出席者 16人

町 長	本山博幸	副 町 長	田代浩一
教 育 長	野崎智	会 計 管 理 者 兼 出 納 室 長	中津川文子
参事兼政策推進課長	鈴木英幸	参事兼総務課長	早野政弘
安全防災担当室長	鍵和田栄	税 務 課 長	山岸裕子
町 民 課 長 兼 寄 出 出 張 所 長	堀谷恵子	福 祉 課 長	宮根正行
子育て健康課長	渋谷昌宏	参事兼観光経済課長	遠藤洋一
まちづくり課長 兼 駅 周 辺 事 業 推 進 担 当 室 長	柳澤一郎	環 境 上 下 水 道 課 長	鍵和田龍太
教 育 課 長	椎野晃一	生涯学習推進課長	遠藤雅典

4. 出席した議会事務局書記 2人

事 務 局 長	渋谷好人	書 記	石井友子
---------	------	-----	------

## 5. 議事日程

- 日程第 1 議案第30号 松田町議会議員及び松田町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例及び松田町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 2 議案第31号 工事請負契約の締結について（令和6年度松田町立松田中学校屋外運動場整備工事（繰越明許））
- 日程第 3 議案第32号 物品購入契約の締結について（令和7年度消防団第四分団消防車両購入）
- 日程第 4 議案第33号 物品購入契約の締結について（令和6年度多目的トイレカー購入繰越明許））
- 日程第 5 議案第34号 物品購入契約の締結について（令和6年度食料運搬車購入（繰越明許））
- 追加日程第1 議会運営委員会報告
- 追加日程第2 議案第37号松田町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 追加日程第3 議案第37号松田町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例（総務文教常任委員会報告）
- 日程第 6 議案第35号 令和7年度松田町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第 7 議案第36号 令和7年度松田町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 8 同意第2号 教育委員会教育長の任命について
- 日程第 9 報告第3号 専決処分の報告について（松田町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例）
- 日程第 10 報告第4号 専決処分の報告について（松田町指定地域密着型サービスの事業者の指定並びに事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び松田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例）
- 日程第 11 報告第5号 令和6年度松田町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第 12 報告第6号 令和6年度松田町上水道事業会計予算繰越計算書の報告について

- 日程第 13 報告第 7 号 令和 6 年度松田町下水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- 日程第 14 各種委員会委員等の諸般報告
- 日程第 15 委員会の閉会中の継続審査申出書
- 日程第 16 議員派遣について

## 6. 議会の状況

議 長 皆さん、おはようございます。松田町議会定例会本会議第 3 日目を迎え、議員各位には定刻までに御参集いただき、御苦労さまです。

会議に先立ち皆様に御確認をお願いいたします。皆様のお手元に書類を配付しておりますが、配付書類は当日配付書類一覧表のとおりであります。配付漏れはございませんか。

(「なし」の声あり)

配付漏れなしと認めます。

それでは、ただいまの出席議員は議員定数 12 名中 12 名です。よって、地方自治法第 113 条の規定による定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。 (9 時 00 分)

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

議 長 日程第 1 「議案第 30 号松田町議会議員及び松田町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例及び松田町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 皆さん、おはようございます。定例会 3 日目よろしくお願いたします。

議案第 30 号松田町議会議員及び松田町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例及び松田町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和 7 年 6 月 3 日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由。最近の物価高等の影響を踏まえ、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法施行令の改正により公費負担等の単価の引上

げが行われるため、当該法令改正に準じ所要の改正をしたいので提案するものであります。よろしく願いいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

参事兼総務課長 それでは、議案第30号松田町議会議員及び松田町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例及び松田町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきまして、御説明させていただきます。

改正の理由としまして、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法施行令の改正により、衆議院議員及び参議院議員の選挙における選挙運動に対し、選挙運動用ビラ等の作成に係る単価や投票所の投票管理者等の報酬の公費負担額の限度額が引き上げられたことに伴い、当該法令の改正に準じて、本町の町議会議員及び町長選挙における選挙運動の公費負担額と松田町特別職の職員で非常勤のもの選挙関係の報酬の限度額を引き上げるため、所要の改正を行うものでございます。

なお、対象となる条例を一括で改正することから、対象の条例ごとに第1条から第2条の条立てとなっております。

それでは、議案2枚をおめくりいただき、3枚目の参考資料1を御覧ください。松田町議会議員及び松田町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（第1条関係）の新旧対照表でございます。右が現行、左が改正案でございます。改正案では、第8条「選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払手続」で、松田町が候補者の契約の相手方であるビラ作成業者に支払うべき金額のうち選挙運動用ビラの作成単価の上限額を1枚当たり現行の7円73銭から8円38銭に改めるものでございます。

その下、第11条関係でございます。「選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び支払手続」でございます。

恐れ入りますが、次ページをお願いいたします。松田町が候補者の契約の相手方であるポスター作成業者に支払うべき金額のうち、選挙運動用ポスターの印刷代の作成単価を1枚当たり現行の541円31銭から586円88銭に改めるもので

ございます。

続きまして、次ページの松田町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（第2条関係）でございます。

新旧対照表の左側、改正案のほうを御覧ください。改正案では、別表第1（第2条関係）でございます。区分は上から3番目の投票所の投票管理者、こちらは選挙1回につき現行の1万2,800円から1万4,500円に改めるものでございます。

以下、下の期日前投票所の投票管理者から下から3番目の開票立会人までの選挙関係の特別職の職員で非常勤のものの報酬額をそれぞれ表の記載の額に改めるものでございます。

すみません、3ページに戻っていただきまして、議案本文を御覧ください。附則でございます。この条例は、令和7年7月1日から施行するものでございます。

なお、参考資料2につきましては、5月22日の全員協議会で御説明しました松田町議会議員及び松田町長の選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例等の資料を添付しておりますので、後ほど御高覧いただければと思います。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

質疑なしとのお声です。質疑なしと認めます。討論に入ります。

（「省略」の声あり）

討論省略とのお声ですが、討論を省略し、採決を行って御異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第30号松田町議会議員及び松田町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例及び松田

町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第2「議案第31号工事請負契約の締結について（令和6年度松田町立松田中学校屋外運動場整備工事（繰越明許）」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町長 議案第31号工事請負契約の締結について（令和6年度松田町立松田中学校屋外運動場整備工事（繰越明許））。令和6年度松田町立松田中学校屋外運動場整備工事（繰越明許）の請負について、次のとおり契約を締結するものとする。

1、契約の目的。令和6年度松田町立松田中学屋外運動場整備工事（繰越明許）。

2、契約の方法。指名競争入札による契約。

3、請負代金額。一金、6,392万5,224円也。

4、契約の相手方。神奈川県横浜市神奈川区沢渡48の9、株式会社スポーツテクノ和広神奈川営業所 神奈川営業所長 矢口貴也。

令和7年6月3日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由。松田町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提案するものでございます。よろしくお願いたします。

議長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

参事兼総務課長 それでは、議案第31号工事請負契約の締結について、御説明させていただきます。

1枚おめくりください。参考資料1を御覧ください。工事請負契約書の写しでございます。

今回の契約につきましては、松田町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、予定価格5,000万円を超える工事請負契約のため提案させていただくものでございます。

なお、情報公開条例に基づきまして、参考資料1の工事請負者の印影及び次ページの参考資料2の入札経過調書の自書及び印影等を墨塗りしております。

それでは、工事請負契約書について御説明させていただきます。

- 1、工事名、令和6年度松田町立松田中学校屋外運動場整備工事（繰越明許）。
- 2、工事場所、松田町立松田中学校（神奈川県足柄上郡松田町松田惣領1400番地）。
- 3、工期でございます。松田町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づく議会の議決を得た日から5日以内となります。終期につきましては、令和7年10月31日まででございます。
- 4、請負代金、6,392万5,224円、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額は581万1,384円でございます。
- 5、前払金、6、部分払は記載のとおりでございます。
- 7、契約保証金につきましては、請負代金の10分の1以上でございますので、639万2,523円でございます。
- 8、契約支払場所は記載のとおりでございます。

上記の工事について、発注者と請負者はおのこの対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。本契約のあかしとして本書2通を作成し、当事者記名、押印の上、各自1通を保有する。

なお、この契約は議会の議決を得るまで仮契約とする。令和7年5月23日。発注者、住所、神奈川県足柄上郡松田町松田惣領2037、氏名、松田町長 本山博幸。請負者、住所、神奈川県横浜市神奈川区沢渡48の9、氏名、株式会社スポーツテクノ和広神奈川営業所 神奈川営業所長 矢口貴也。

恐れ入ります。参考資料2、入札経過調書を御覧ください。一番上段の欄でございます。左から、予定価格から最低制限価格の110分の100について御説明いたします。

一番上段左側の予定価格は7,458万円です。

左から2番目の入札書比較価格は6,780万円で、入札比較価格は予定価格の消費税抜きの価格でございます。

左から3番目の最低制限価格、こちらは6,376万5,900円でございます。最低制限価格は契約内容に適合した工事の履行を確保するために設けるもので、本町は500万円以上の工事を対象に設定をしております。

さらにその隣でございます。最低制限価格の110分の100は5,796万9,000円で、これは最低制限価格の消費税抜きの価格でございます。

入札執行場所は、電子入札でございます。

件名及び場所につきましては、記載のとおりでございます。

入札年月日は令和7年5月22日、午前9時開札でございます。

入札参加者の名称でございますが、最上段の(株)加藤工務店さんから最下段の長谷川体育施設(株)神奈川営業所までの10者でございます。第1回目の入札は、下から3番目の(株)スポーツテクノ和広神奈川営業所さんが最も安い5,811万3,840円の入札いたしました。この価格は消費税抜きの価格でございます。この価格がですね、先ほど御説明しました最上段の左から2番目、入札書比較価格の6,780万円を下回った価格で、さらにその列の左から4番目の最低制限価格の110分の100の価格5,796万9,000円を上回っております。結果、入札書比較価格と最低制限価格の110分の100の間の範囲に収まりましたので、第1回の入札で落札となりました。

最上段の右から2番目の落札価格を御覧ください。第1回入札価格に消費税を加算しました6,392万5,224円が契約金額となります。

次ページをお願いいたします。参考資料3でございます。令和6年度松田町立松田中学校屋外運動場整備工事(繰越明許)の平面図でございます。対象はですね、平面図右側、管理教室棟の南側の墨塗りの部分が今回の工事箇所でございます。工事内容につきましては、屋内運動場整備工6,500平米と、黒く丸で示している部分がスプリンクラー設置箇所5か所になります。

説明は以上となります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ござい

ませんか。

(「なし」の声あり)

討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略し、採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第31号工事請負契約の締結について(令和6年度松田町立松田中学校屋外運動場整備工事(繰越明許)について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第3「議案第32号物品購入契約の締結について(令和7年度消防団第四分団消防車両購入)」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町長 議案第32号物品購入契約の締結について(令和7年度消防団第四分団消防車両購入)。令和7年度消防団第四分団消防車両購入について、次のとおり契約を締結するものとする。

1、契約の目的。令和7年度消防団第四分団消防車両購入。

2、契約の方法。指名競争入札による契約。

3、契約金額。1,999万8,000円。

4、契約の相手方。東京都港区芝5丁目36番7号三田ベルジュビル19階、株式会社モリタ東京支店 支店長 山北忠司。

令和7年6月3日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由。松田町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により提案するものでございます。よろしくお願いたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

安全防災担当室長 それでは、議案第32号物品購入契約の締結について(令和7年度消防団第四

分団消防車両購入) について、御説明させていただきます。

1 枚おめくりいただき、参考資料 1 を御覧ください。物品購入契約書の写しでございます。

今回の契約書につきましては、松田町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定に基づき、予定価格 700 万円以上の動産の買入れのため提案させていただくものでございます。

なお、情報公開条例に基づき、参考資料 1 の物品購入契約書の受注者の印影及び次ページの参考資料 2 の入札経過調書の自書及び印影等を墨塗りにしております。

それでは、物品購入契約書の総則第 1 条から御説明させていただきます。

(1) 件名、令和 7 年度消防団第四分団車両購入。

(2) 品名及び規格、別紙仕様書、参考資料 3 のとおりでございます。

(3) 数量、1 台。

(4) 契約金額、1,999 万 8,000 円、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額は 181 万 8,000 円でございます。

(5) 契約保証金は、松田町契約規則第 40 条第 2 号の規定に基づき免除でございます。

(6) 納入期限、令和 8 年 3 月 31 日まで。

(7) 納入場所は、松田町の指定する場所でございます。

第 2 条から物品購入契約書の標準の条文を記載しております。

(検収) 第 2 条、受注者は、前条の規定により発注者の指定した場所に物品を納入した場合は、全て仕様書または注文書に基づき、検収員の検収を受けるものとする。

(補正又は交換) 第 3 条、発注者は、前条により検収の結果、契約内容の全部又は一部が契約に違反し、又は不当であると認めたときは、受注者に対して補正又は交換を請求することができる。

(納期の延長等) 第 4 条、受注者は、天災地変その他やむを得ない理由により契約期限内に物品を納入することができない場合は、発注者に対して納期の

延長を願い出ることができる。第2項、前項以外の理由により納入の見込がないと認めるときは、発注者は契約を解除することができる。

(保証) 第5条、受注者は、契約物品が所定の性能を有すること、及び隠れた欠陥のないことを保証し、当該物品購納入後といえども、1年間は無償修理の責任を負うことを保証する。

(代金の支払) 第6条、代金の支払は、第2条の規定により受注者の納品が完了し、検収に合格した後、受注者の提出する請求書を発注者が受理した日から30日以内に松田町指定金融機関松田町役場派出所において支払うものとする。

(本契約としての成立) 第7条、この契約は仮契約であり、地方自治法第96条第1項第8号の規定により松田町議会の議決を得たときに本契約となるものとする。なお、本議会の議決を得て本契約となった場合は、別に契約書は作成せず、この契約書をもって本契約書とする。

(補則) 第8条、この契約条項に定めのない事項については、松田町契約規則に定めるところによる。なお、それにより難しい場合は発注者、受注者協議のうえ定めるものとしています。

この契約のあかしとして本書2通を作成し、当事者記名、押印の上、各自1通を保有する。

令和7年5月21日。発注者、神奈川県足柄上郡松田町松田惣領2037番地、松田町長 本山博幸。受注者、東京都港区芝5丁目36番7号三田ベルジュビル19階、株式会社モリタ東京都支店、支店長 山北忠司。

恐れ入りますが、1枚おめくりください。参考資料2、入札経過調書でございます。最上段の欄、左から、予定価格、入札執行場所までの御説明をさせていただきます。

予定価格は1,999万8,770円。

左から2番目の入札書比較価格は1,818万700円で、予定価格の消費税抜きの価格です。

次の最低制限価格と最低制限価格の110分の100は工事契約の執行の場合に設

けるものであり、本契約については物品購入となりますので、記載はございません。

一番右の入札執行場所は、電子入札となります。

件名及び場所につきましては、記載のとおりでございます。

入札年月日は令和7年5月16日、午前11時30分に開札いたしました。

入札参加者の名称は、最上段の（株）モリタ東京支店から最下段の（株）赤尾までの6者でございます。第1回目の入札で、最上段の（株）モリタ東京支店が最も安い1,818万円ちょうどで入札をいたしました。この価格は消費税抜きの価格であり、この価格が、最上段の左から2番目の入札書比較価格1,818万700円を下回る価格であるため、第1回入札で落札となりました。

最上段の右から2番目の落札価格を御覧ください。第1回入札で落札になりました額に消費税を加算した金額1,999万8,000円が契約金額となります。

恐れ入ります。次ページをおめくりください。参考資料3につきましては、当該車両の仕様書になります。仕様書につきましては後ほど御高覧いただければと思います。

説明は以上となります。御審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

（「質疑なし」の声あり）

質疑なしとのお声ですが、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。討論に入ります。

（「省略」の声あり）

討論省略とのお声ですが、討論を省略し、採決を行って御異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第32号物品購入契約の締結について（令和7年度消防団第四分団消防車両購入）について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4「議案第33号物品購入契約の締結について（令和6年度多目的トイレカー購入（繰越明許）」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町長 議案第33号物品購入契約の締結について（令和6年度多目的トイレカー購入（繰越明許））。令和6年度多目的トイレカー購入（繰越明許）について、次のとおり契約を締結するものとする。

1、契約の目的。令和6年度多目的トイレカー購入（繰越明許）。

2、契約の方法。随意契約とする契約。

3、契約金額。1,141万4,229円。

4、契約の相手方。岐阜県可児市瀬田800の1、株式会社トイファクトリー  
代表取締役 藤井昭文。

令和7年6月3日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由。松田町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により提案するものでございます。よろしく願いいたします。

議長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

安全防災担当室長 それでは、議案第33号物品購入契約の締結について（令和6年度多目的トイレカー購入（繰越明許））について、御説明させていただきます。

1枚おめくりいただき、参考資料1を御覧ください。物品購入契約書の写しでございます。

今回の契約につきましては、松田町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、予定価格700万円以上の動産の買入れのため提案させていただくものでございます。

なお、情報公開条例に基づき、参考資料1の物品購入契約書の受注者の印影及び次ページの参考資料2の入札経過調書の自書及び印影等を墨塗りにしております。

それでは、物品購入契約書の総則第1条から御説明させていただきます。

(1) 件名、令和6年度多目的トイレカー購入（繰越明許）。

(2) 品名及び規格、別紙仕様書、参考資料3のとおりでございます。

(3) 数量、1台。

(4) 契約金額、1,141万4,229円。うち取引に係る消費税及び地方消費税の額は103万7,657円でございます。

(5) 契約保証金につきましては、松田町契約規則第40条第2号の規定に基づき免除でございます。

(6) 納入期限、令和8年3月31日まで。

(7) 納入場所は、松田町の指定する場所でございます。

第2条からは物品購入契約書の標準の条文を記載しております。先ほど議案第32号で御説明させていただきましたので、(検収)第2条から(代金の支払)第6条までを省略させていただきます。

(本契約としての成立)第7条、この契約は仮契約であり、地方自治法第96条第1項第8号の規定により松田町議会の議決を得たときに本契約となるものとする。なお、松田町議会の議決を得て本契約となった場合、別に契約書は作成せず、この契約書をもって本契約書とする。

(補則)第8条、この契約条項に定めのない事項については、松田町契約規則に定めるところによる。なお、それにより難しい場合は発注者、受注者協議のうえ定めるものとするとしています。

この契約のあかしとして本書2通を作成し、当事者記名、押印の上、各自1通を保有する。

令和7年5月16日。発注者、神奈川県足柄上郡松田町松田惣領2037番地、松田町長 本山博幸。受注者、岐阜県可児市瀬田800の1、株式会社トイファクトリー、代表取締役 藤井昭文。

恐れ入りますが、1枚おめくりください。参考資料2、入札経過調書でございます。最上段の欄、左から、予定価格、入札執行場所までの御説明をいたします。

予定価格は1,173万8,500円。

左から2番目の入札書比較価格は1,067万1,364円で、予定価格の消費税抜き  
の価格でございます。

次の最低制限価格と最低制限価格の110分の100は工事契約の執行の場合に設  
けるものであり、本契約については物品購入となりますので、記載はございま  
せん。

一番右の入札執行場所につきましては、松田町役場3階の防災対策室となり  
ます。

件名、場所につきましては、記載のとおりでございます。

入札年月日は令和7年5月16日、午後0時に開札いたしました。

入札参加者の名称は、最上段の(株)トイファクトリー1社でございます。  
第1回入札で、1,037万6,572円で入札いたしました。この価格は消費税抜きの  
価格であり、この価格が最上段の左から2番目の入札書比較価格1,067万1,364  
円を下回った価格であるため、第1回入札で落札となりました。

最上段の右から2番目の落札価格を御覧ください。第1回入札で落札となっ  
た額に消費税を加算した金額1,141万4,229円が契約金額となります。

次ページをおめくりください。参考資料3につきましては、当該車両の仕様  
書になります。仕様書につきましては後ほど御高覧ください。

説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

- 議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。
- 4 番 中 津 川 物品購入についての質問が幾つかあるんですが、契約方法についてですけども、ほかのものはですね、指名競争入札でやっているんですが、この契約だけ随意契約の契約になっていますけども、随契とした理由をちょっと確認させていただきたいと思います。
- 参事兼総務課長 まず初めに今回の随意契約の理由でございますが、今回の多目的トイレ車両につきましては、基本的にトイレ車両だけにしてしまうと用途が限定されてしまうということで、平時は、昨日の全員協議会のほうでも御説明させていただきましたが、普通の車両として使えるのが利点で、災害時に防災のときのトイレカーとして利用するのが目的でございます。

そうしますと、こちらのほうにつきましては、現在、この脱着式の家具ができるメーカーが、この会社さん1社のみ特許を取っておりまして、この会社しかできない。町のほうの目的としましても、平時は通常の車として、災害時にそのような目的として使えるということで、その目的に合致している会社はここしかないということで、そういう形で今回は随意契約とさせていただいております。

以上です。

9 番 井 上 前者の質問と多少重なるんですけども、1者随意契約ということですけども、入札のですね、予定価格の設計はどうやられたのか。設計委託等をされたのか、職員で設計されたのか、その辺をお伺いいたします。

安全防災担当室長 ただいまの質問でございます。設計につきましては職員で行っているものでございます。以上でございます。

9 番 井 上 前者の質問の中でですね、随契で行った理由ということで、この会社しか、特許と言われましたか、そういうものがないということですけども、職員ではどのようにそういった特殊な座席等の単価設計をされたのか、再度お伺いをいたします。

安全防災担当室長 ただいまの質問ですけども、やはり特殊な車両ということもありまして、今回入札に参加していただいた業者さん、またこの車両がですね、トヨタの車両でございます。その辺のあたりから、会社の情報から金額を得まして、その辺の設計をさせていただいたところでございます。以上でございます。

9 番 井 上 最後になりますけれども、この会社1社しかない、随契でということの中では、見積書等を、予算要求なり、そういった部分で取ったものを参考にされたということであると、高額な1,000万円を超える金額としては適当ではないというふうに考えます。今後ですね、しっかりとした予定価格に対する設計というものを行っていただくようお願いをいたします。

議 長 要望でよろしいですか。はい。

ほかには質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略し、採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第33号物品購入契約の締結について(令和6年度多目的トイレカー購入(繰越明許))について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5「議案第34号物品購入契約の締結について(令和6年度食料運搬車両購入(繰越明許))」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町長 議案第34号物品購入契約の締結について(令和6年度食料運搬車購入(繰越明許))。令和6年度食料運搬車購入(繰越明許)について、次のとおり契約を締結するものとする。

1、契約の目的。令和6年度食料運搬車購入(繰越明許)。

2、契約の方法。指名競争入札による契約。

3、契約金額。863万3,458円。

4、契約の相手方。神奈川県足柄上郡松田町寄3262番地2、有限会社石井自動車整備工場 代表取締役 石井義人。

令和7年6月3日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由。松田町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により提案するものでございます。よろしくお願いたします。

議長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

教育課長 それでは、議案第34号物品購入契約の締結について(令和6年度食料運搬車購入(繰越明許))について、御説明させていただきます。

1枚おめくりいただき、参考資料1を御覧ください。物品購入契約書の写し

でございます。

今回の契約につきましては、松田町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、予定価格700万を超える動産の買入れのため提案させていただくものでございます。

なお、情報公開条例に基づき、参考資料1の物品購入契約書の受注者の印影及び次ページの参考資料2の入札経過調書の自書及び印影等を墨塗りにしております。

それでは、物品購入契約書について御説明させていただきます。

第1条（総則）でございます。

（1）品名・数量につきましては、食料運搬車、数量1台。

（2）契約金額につきましては、863万3,458円。うち取引に関わる消費税及び地方消費税の額につきましては、78万3,458円。

（3）契約保証金につきましては、松田町契約規則の規定に基づき免除。

（4）納期限につきましては、令和8年3月31日まで。

（5）納入場所につきましては、松田町指定場所となっております。

第2条（検収）では、指定した物品が完成した場合に、仕様書または注文書に基づき、検収員の検収を受けること。

第3条（補正又は交換）では、検収の結果不備が見つかった場合の対応。

第4条（納期の延長等）では、やむを得ない理由により契約期限内に物品を納入することができない場合の納期の延長の規定、同条第2項では、前項以外の理由による納品の見込みがない場合の契約解除をすることができる規定。

第5条（保証）では、受注者は、契約物品が所定の性能を有すること、及び隠れた欠陥のないことを保証し、当該物品納品後1年間の無償修理の保証を規定しています。

第6条は（代金の支払）に関しての規定であり、代金の支払は、検収に合格後、請求書を受領した日から30日以内に支払う旨規定しております。

第7条（本契約としての成立）は、この契約は仮契約であり、地方自治法第96条第1項第8号の規定により松田町議会の議決を得たときに本契約となる旨

を規定し、「松田町議会の議決を得て本契約となった場合、別に契約書は作成せず、この契約書をもって本契約書とする」の条文に従いまして、御議決賜った際にはこの契約を本契約とさせていただき予定でございます。

第8条（補則）「この契約条項に定めのない事項については、松田町契約規則に定めるところによる。なお、それにより難い場合は発注者、受注者協議のうえ定めるものとする」としています。

この契約のあかしとして本書2通を作成し、当事者記名、押印の上、各自1通を保有する。

令和7年5月21日付で、発注者、受注者のそれぞれ記名、押印をしたものでございます。

1枚おめくりいただき、参考資料2を御覧ください。入札経過調書でございます。

予定価格956万8,458円。入札書比較価格870万円。

入札参加者につきましては2者でございました。

入札額が785万円で、この価格は入札書比較価格を下回りますので、第1回入札で有限会社石井自動車整備工場が落札でございます。税込みの落札価格が863万3,458円でございます。

1枚おめくりください。参考資料3になります。仕様明細書になります。納車期日、調達台数につきましては、先ほど御説明のとおりでございます。調達条件につきましては、記載のとおりとなっております。

資料を2枚おめくりください。参考資料4、車両の外観図面を添付しておりますので、後ほど御高覧ください。

説明は以上となります。御審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

9 番 井 上 9番、井上です。過日の説明ではですね、災害時における食料運搬車を稼働する目的ということでお聞きしました。平時のときにですね、どのようにこの車両についてのお考え、運行等についての対応をされるのか、お伺いをいたします。

教 育 課 長 それでは、井上議員の御質問にお答えします。調達の目的が、災害時の発生を想定し避難場所に食料を運搬するというのが目的の第一としております。

平時にどのように利用するのかという御質問につきましては、本来、給食運搬車両としての運用ができるものでございますので、幼稚園の給食運搬車なども教育委員会は所有してございます。そちらのほうも購入後16年と大分古くなってございますので、将来的にはその代替にも使えるかなというふうに考えているところでございます。以上でございます。

9 番 井 上 今、幼稚園への給食の運搬というものは行っているということで、ただ、これをですね、今年度末にこの車両の納入期限ということですので、来年度から今現在使っている寄幼稚園への給食運搬車を廃止をして、この車両に入れ替えるというふうに理解してよろしいのか、また、現在の寄幼稚園への給食の運搬をしている給食数についてはどの程度運搬されているのか、その2点をお伺いをいたします。

教 育 課 長 あくまで今回の購入につきましては災害時を想定したものとなっております。いってみますと、例えば消防自動車と同じような、有事の際の利用を第一義としておるというところでございますので、来年度幼稚園の給食運搬車のほうを廃止ということは、今のところはまだ考えておりません。

2つ目の質問であります幼稚園の給食運搬につきましては、現在、寄幼稚園の園児は5名でございます。職員含めて8食程度というところで運搬をしております。以上でございます。

9 番 井 上 そこで代替するんではないということだと、車両が納車されてからですね、何かほかに動かす目的がなく、ただ単に災害が起きたときの想定で確保をしているだけで、ほかには特に今のところは運用、運行する予定はないというふうに理解してよろしいですか。

教 育 課 長 現在のところ、そういうことでございます。以上でございます。

議 長 ほかに質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声です。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略し、採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第34号物品購入契約の締結について(令和6年度食料運搬車購入(繰越明許))について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩といたします。休憩中に全員協議会を開催いたします。全協は10時からでよろしいでしょうか。10時10分にしましょう。(9時51分)

議 長 休憩を解いて再開いたします。(11時10分)

休憩中に町長より、議案第37号松田町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の提出がありました。ただいまよりタブレットのほうを確認をしていただきたいと思います。ファイルは14です。開けましたか。定例会3日目のファイル14です。大丈夫でしょうか。この議案の取扱いについて、議会運営委員会で協議をしていただきたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

それでは、ここで暫時休憩といたします。休憩中、議会運営委員会の開催をお願いいたします。再開は、議会運営委員会終了次第となります。では、よろしくをお願いいたします。(11時11分)

議 長 では、休憩を解いて再開します。(11時17分)

お諮りいたします。議会運営委員会報告を日程に追加し、追加日程第1として議会運営委員会報告を直ちに求めたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。追加日程第1として、議会運営委員会報告を直ちに日

程に追加することが決定しました。お手元の議事日程の日程第6の前に追加をお願いいたします。

追加日程第1「議会運営委員会報告」を委員長より報告願います。

議会運営委員長 皆さん、こんにちは。それでは、議会運営委員会の報告を申し上げます。

議案第37号松田町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例につきまして、6月5日、先ほど役場4階大会議室におきまして、委員全員出席のもと委員会を開催し、次のとおり決しましたので御報告申し上げます。

会議についての変更はございません。

次に審議内容ですが、議案第37号松田町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例につきましては、総務文教常任委員会付託ということになりました。委員会日程は本日5日をお願いいたします。

以上で議会運営委員会の報告について終わりますが、不備な点がございましたら、他の委員からの補足説明をお許しいただきたいと思っております。

議長 議会運営委員会委員長の報告が終わりました。会期の変更はございませんので、議会の議決は必要ありませんが、議会運営委員会委員長の報告のとおり進めたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。よって、議会運営委員会委員長の報告のとおり進めたいと思っております。

それでは、町長より提出された議案第37号松田町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を日程に追加し、追加日程第2として直ちに議題にしたいと思っております。御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。議案第37号松田町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を日程に追加し、追加日程第2として直ちに議題とすることに決定いたしました。お手元の議事日程に追加をお願いいたします。

追加日程第2「議案第37号松田町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町長 議案第37号松田町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和7年6月5日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由。町長及び副町長の給料について減額措置を講じるため所要の改正をしたので、提案するものでございます。よろしく願いいたします。

議長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

参事兼総務課長 それでは、議案第37号松田町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例につきまして、御説明させていただきます。

改正の理由としましては、国庫補助金を受け取ることができなかったことについて、町職員全体を指揮管理する立場として、その責務を強く受け止め、町長及び副町長の給料について減額措置を講ずるため、所要の改正をするものでございます。

それでは、議案を2枚おめくりいただき、3枚目の参考資料1、松田町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の新旧対照表を御覧ください。

左側、改正案のほうをお願いいたします。附則に新たに1項を加え、第20項としまして、「町長の給料の月額は令和7年7月1日から令和7年9月30日までの間、及び副町長の給料の月額は令和7年7月1日から令和7年7月31日までの間、第2条第1項の規定にかかわらず、同項の規定により支給されることとなる額から、100分の10に相当する額を減じた額とする。」という規定を新たに追加するものでございます。

最後に1ページへ戻っていただきまして、議案本文を御覧ください。附則でございます。この条例は、令和7年7月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。それでは、これより質疑に入ります。  
ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。ただいま議題となっております追加日程第2議案第37号松田町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例につきましては、総務文教常任委員会に付託の上、審査することにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。よって、本案は総務文教常任委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

暫時休憩といたします。休憩中、総務文教常任委員会を開いてください。本会議再開は委員会の終了後となりますので、その後の日程をお待ちください。  
それでは、暫時休憩といたします。 (11時23分)

議 長 休憩を解いて再開いたします。 (14時40分)

休憩中に、総務文教常任委員会委員長より委員会報告書の提出がありましたので、配付してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声多数)

では、事務局お願いいたします。配付漏れございませんか。

(「なし」の声あり)

それでは、追加日程第3「議案第37号松田町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例(総務文教常任委員会報告)」を議題といたします。

本案については、総務文教常任委員会の審査報告を求めます。

総務文教常任委員長 松田町議会議長 平野由里子殿、総務文教常任委員会委員長 南雲まさ子。  
総務文教常任委員会報告書。

本委員会は6月5日に委員6名全員出席のもと、役場4階大会議室で委員会を開催し、令和7年第2回議会定例会において付託された議案第37号松田町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例に

ついて慎重に審査しましたので、次のとおり報告します。

記

1、審査の結果。採決の結果、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

2、審査の内容。町長、参事兼総務課長及び関係職員出席のもと、詳細な説明を受け、質疑を行い、慎重に審査しました。審査の結果、適正なものであると判断しました。

なお、再発防止に努め、信頼回復に取り組まれます。

私のほかにも委員がおりますので、発言することをお許しください。以上です。

議 長 総務文教常任委員会委員長の報告が終わりました。それでは質疑に入ります。

8 番 田 代 1点だけ質問させてください。報告書の2、審査の内容です。1行目から2行目の内容についてです。詳細な説明を受け、質疑を行い、慎重に審査しました、このように報告がありました。どのような視点で審査をされたのか、その詳細についてお知らせください。

総務文教常任委員長 どのような視点ということですが、この条例の改正となった根拠のことを伺いました。この条例の改正となった根拠ということで、町長のほうからは、考査委員会で出た考査の結果を基にこのように決定されたということで伺いましたけれども…。

すみません。考査委員会は職員と副町長が出席のもとで行ったんですけれども、その事例を基に行って、その結果をもって町長のほうで判断されたということで、町長の決定されたことを、真意をちょっと伺いたいという視点で伺いました。以上です。

8 番 田 代 考査委員会でいろいろと検討して、この懲戒処分の内容が出た。それについて皆さんで議論して、こういう方向性になった、そのように理解してよろしいんですね。

議 長 ほかに委員補足ありますか。

3 番 吉 田 どのような検討をしたかといいますと、まずいろいろな過去とか、それから他の市町の事例について審査しました。それについては、担当の課のほうからいろいろと例を出していただきながら審査をしました。それで、当該職員の処分について、その処分の結果について、町長からどのような、この自分の処分について、その根拠を伺いました。そういうことで、職員等の処分を考えると、自分としてはこのようなものが妥当ではないかというような、そういう思いを伺い、委員会としてはこのような判断をいたしました。

8 番 田 代 確認させてください。今の回答で、審査の視点ということで、過去の事例、これは多分コロナで寄診療所で一度ちょっと似たようなケースがあったんで、そういったものの処分、それとか他の市町村の事例、そしてそれを基に町長が結論を出した、そのようなことでよろしいわけですね。

3 番 吉 田 はい。

8 番 田 代 はい、分かりました。終わります。

議 長 ほかに御質問ありますか。

9 番 井 上 傍聴してはいたんですけども、今回の特別職の処分に対応する近隣の事例というものはどうだったのかをお伺いをしたいと思います。

また、この委員会報告書の最初にあります「再発防止に努め」のというところですけども、具体的にどのような再発防止策というふうに理解されて委員会報告書の中に内容として取り上げられたのか、お伺いをいたします。

総務文教常任委員長 近隣ではこのような事例はございませんでした。

それから、再発防止の視点なんですけれども、支出事務手続の遺漏がないよう、また支払期限等の確認を複数名で行い、国庫補助金の対象経費を含めた支払漏れが起こらないよう万全を期すということで、町側からございましたので、そのようにして信頼回復に取り組んでいただきたいということで、報告書に上げさせていただきました。

9 番 井 上 近隣の事例というのはないということだというふうに今説明がありましたが、大分近隣で大きな金額の事例もあったので、それについてはそういった対応がなされなかったのかなというふうに理解をいたしました。

2点目の部分はですね、先ほどの再発防止策というのは、これは職員に対応する部分であって、じゃ、それを任命責任、管理責任がある町長、副町長がどのように再発防止に務めるという具体的な委員会報告書としての考え方をお聞きしていますので、よろしく願いをいたします。

総務文教常任委員長 これは職員がやるものですが、やはり全体を指揮監督していく町長等の管理責任をしっかりと行っていくということで、そのようなことが二度と起きないような責任を取って対応していくというお答えがありましたので、それは伺いました。

議 長 ほかには質疑ありますか。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声です。質疑なしと認めます。

討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略し、採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第37号松田町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例に対する委員長の報告は可決です。議案第37号松田町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は委員会報告のとおり可決されました。

日程第6「議案第35号令和7年度松田町一般会計補正予算(第1号)」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第37号はお認めいただきまして、ありがとうございました。こういうことが起きないようにさせていただきますし、我々大人ですから、けじめのつけ方というのは様々あると思うんですけどもね、よくないことはよくないという

ことで、しっかりと我々も肝に銘じて今後やっていきますので、よろしく願いします。

議案第35号令和7年度松田町一般会計補正予算（第1号）。令和7年度松田町一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,194万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ62億2,194万1,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）第2条、債務負担行為の追加は、「第2表債務負担行為補正」による。

令和7年6月3日提出、松田町長 本山博幸。

よろしく願いいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

参事兼政策推進課長 それでは、令和7年度松田町一般会計補正予算（第1号）について、御説明をさせていただきます。

それでは、初めに6ページになります。6ページの第2表になります。債務負担行為の補正でございます。今回の追加の補正は1件でございます。足柄上地区新可燃ごみ処理施設整備に係る設計・工事費負担金につきましては、期間は令和7年度から令和11年度まで、限度額につきましては、2億3,561万9,000円を追加補正するものでございます。

本事業の公募型プロポーザルの募集につきましては、令和7年7月から公募が予定をされております。その後、仮契約の締結が12月に予定されているため、松田町におきましては、この6月補正にて設定をするものでございます。

地方自治法214条の規定により、債務負担行為はあくまでも契約等で発生する債務の負担をする行為となりますので、よろしく願いをいたします。

それでは、12、13ページの歳入について説明をさせていただきます。

款、国庫支出金、項、国庫補助金、目、総務費国庫補助金、節、企画費国庫

補助金でございます。

説明欄、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金につきましては、令和6年度に実施をいたしました調整給付金の支給について、令和6年度分の所得税額の確定を待った場合、速やかな支出が行われないことからですね、令和5年の所得等を基に推計した令和6年度推計所得税額を用いて給付額を算定しております。このため、令和6年度分の所得税額が確定した後に、本来給付すべき額と実際に給付した額の調整給付との差額が生じた方に対し、この不足額を給付するため、ここで総額の歳入4,300万円を補正するものでございます。歳出で説明をしますが、主な人数につきましては、一応1,000人分を予定しております。

次に、説明欄、地域公共交通確保維持改善事業補助金258万円につきましては、国交省における交通空白解消緊急対策事業に応募をしたところ、採択された事業でございます。こちらは10分の10の補助事業となります。いわゆる2024年問題などにより、路線バスなどの減便等が進む中、松田町における人口減少対策の一つとして、特に地域公共交通においてはですね、AIオンデマンドバスをはじめ路線バスの増発便などの支援を継続して行っております。

今回の補助金の実証運行につきましては、新松田駅から寄地域への足として、現在、土日をはじめ夜間の便が8時台や9時台の運行が非常に少なく、当町の小中高校生の塾帰りや部活動などの帰りの便を中心に増便をし、夜間空白時間帯の解消に向けた実証実験として申請をしたところ、採択されたものでございます。この事業につきましては、8月から1月までの半年間を実施運行として申請し、採択されたものでございます。なお、運行開始につきましては、地域公共交通会議の承認を得て進める予定でございます。

続きまして、款、国庫支出金、項、国庫補助金、目、土木費国庫補助金、節、土木費国庫負担金。説明欄、社会資本整備総合交付金の道路橋梁関連につきましては、90万円の増額補正でございます。歳出で説明をいたしますが、道路用地の買収費及び物件損失補償費によるものでございます。

続きまして、款、県支出金、項、県委託金、目、総務費委託金。説明欄、参

議院議員選挙費委託金60万9,000円の補正でございます。

続きまして、項、県委託金、目、教育費委託金。説明欄、かながわ学びづくり推進地域研究委託金50万円の補正でございます。児童生徒の学びの質の向上に資するため、専門的な立場の学識者等から助言や指導をいただき、今後の授業等の運営に生かしていく補助金でございます。

続きまして、款、項、寄附金、目、節、指定寄附金でございます。こちらは、民間企業から指定寄附金として100万円をいただきましたので、ここで補正をするものでございます。主な充当先につきましては、あしがら花火大会における充当先となっております。

続きまして、款、諸収入、項、目、雑入、節、消防基金収入。説明欄、消防団員退職報償金基金収入でございます。335万2,000円でございます。歳出で御説明しますが、分団長など全7名の退職者報償金として、歳出同額の基金からの収入となります。

続きまして、歳出になります。14、15ページでございます。

款、総務費、項、総務管理費、目、財産管理費。説明欄、庁用車管理経費では、こちらは地域防災緊急整備の補助金を活用した庁用車の購入における損害保険料、また既存の庁用車に係るテレビ受信料をここで併せて補正をさせていただくものでございます。

続きまして、目、交通防犯安全対策費。説明欄、交通防犯安全に要する経費につきましては、物価高騰などを踏まえた防犯対策事業といたしまして、今回、防犯対策用のドアホンの設置補助金として150万円を補正するものでございます。対象世帯につきましては、70歳以上の独居高齢者を対象の世帯に対し70%分の300世帯を対象としているものでございます。

続きまして、款、総務費、項、総務管理費、目、地域公共交通対策費。説明欄、地域公共交通の対策に係る経費でございます。こちらは、歳入で御説明したとおり、10分の10の補助事業となっております。夜間便の増発の実証実験ということになります。

続きまして、款、総務費、項、選挙費、目、選挙管理委員会費。説明欄、一

般事務経費につきましては、委員会の報酬及び費用弁償による増額補正をするものでございます。

続きまして、款、総務費、項、選挙費、目、町長選挙費。説明欄、町長選挙執行経費では、国の報酬単価の改正に準じ、投票管理者等に係る報酬の増額補正をするものでございます。

続きまして、目、参議院議員選挙費。説明欄、参議院議員選挙執行経費につきましてもですね、国の報酬単価の改正に準じて、ここで投票管理者等に係る報酬の増額及びポスター掲示場の製作・設置・撤去委託料の増額補正をするものでございます。

続きまして、款、民生費、項、社会福祉費、目、社会福祉総務費でございます。説明欄、職員給与費につきましては、物価高騰対応重点支援給付金に係る時間外勤務手当分27万6,000円を増額補正するものでございます。こちらは10分の10の補助事業になります。

続きまして、説明欄、物価高騰支援事業につきましては、物価高騰に伴う生活支援として、特に困っている独居高齢者ほかに対し、町の商品券、これは5,000円分を配布するため、総額290万1,000円をここで補正するものでございます。

続きまして、款、民生費、項、社会福祉費、目、社会福祉総務費。説明欄、繰出金につきましては、介護保険事業特別会計繰出金28万1,000円の事務費分の繰出し補正となります。こちらにつきましてはですね、年金支給額の変更が4月に施行されたことにより、ここでシステム改修分として補正をするものでございます。

続きまして、16、17ページになります。民生費、社会福祉費の社会福祉総務費でございます。説明欄、こちらは、物価高騰対応重点支援給付金に要する経費でございます。事務費の補助員報酬分46万2,000円の補正でございます。また、物価高騰対応支援給付金に要する経費につきましては、先ほど歳入で説明したとおり、不足分の給付金として1,000人分を見込んでございます。その1,000人分の限度額の4万円に対する経費と、消耗品や通信・運搬費、また委

託料、システム改修費などを含めて、総額4,226万2,000円を補正するものでございます。10分の10の補助事業となります。

続きまして、款、民生費、項、社会福祉費、目、老人福祉総務費。説明欄、高齢者生活支援事業につきましては、高齢者等エアコン設置費費用助成金として、10世帯分80万円の補正をするものでございます。こちらは、夏場における高齢者の熱中症対策として、自宅にエアコンがなく、非課税世帯で、65歳以上の高齢者等に対し、エアコンの設置に係る助成を行うものでございます。

続きまして、民生費、社会福祉費の目、障害者福祉費。説明欄、障害児者支援及び給付等に要する経費につきましては、障害者自立支援給付費支払等のシステム改修費負担金といたしまして、10万9,000円を補正するものでございます。主な改正につきましては、居宅支援単価の改正における改修事業となります。

続きまして、款、項、商工費、目、商工振興費。説明欄、物価高騰支援事業といたしましては、商品券の発行事業補助金といたしまして、786万円を増額補正するものでございます。こちらはプレミアム率20%で、発行額は総額3,000万円を予定しております。

続きまして、商工費、観光費でございます。目、観光振興費。説明欄、一般事務経費につきましては、地域防災緊急整備事業補助金を活用した簡易トイレの購入におけるくみ取り手数料、また火災保険料、そして清掃委託料でございます。総額5万6,000円を補正するものでございます。

続きまして、款、観光費、目、観光振興費。説明欄、観光宣伝事業におきましては、指定寄附金を活用し事業の拡充等を進めるため、あしがら花火大会負担金100万円を増額補正するものでございます。

続きまして、項、観光費、目、観光振興費。説明欄、観光スポーツ施設管理費におきましては、こちらも地域防災緊急整備事業補助金を活用した簡易トイレ及びシャワートレーラー購入に係る火災保険料、また自動車損害保険料、自動車重量税、設置に係る工事費といたしまして、総額を263万9,000円増額補正するものでございます。

続きまして、18、19ページになります。土木費になります。道路橋梁費、目、道路新設改良費。説明欄、道路改良整備事業につきましても、町道31号線の整備に伴う道路用地買収費250万円及び物件損失補償費300万円で補正をするもので、総額は550万円の増額補正となります。

続きまして、款、項、消防費でございます。説明欄、消防団運営事業の報償費でございます。こちらは、分団長2名、部長1名、班長2名、団員2名、合計7名の退職報償金として、歳入同額の335万2,000円を補正するものでございます。

続きましてですね、説明欄、庁用車管理経費につきましても、こちらも地域防災緊急整備の補助金を活用した多目的トイレカーの購入における燃料費、損害保険料、自動車重量税の補正となります。

続きまして、款、教育費でございます。目、事務局費。説明欄、庁用車管理経費につきましても、地域防災緊急整備事業補助金を活用した食料運搬車両の購入に係る自動車損害保険料、自動車重量税として、総額12万4,000円を増額補正するものでございます。

続きまして、事務局費の説明欄、かながわ学びづくり推進地域研究事業につきましても、県からの委託事業として町が受ける事業でございます。各種教育の推進をはじめ事業の運営に生かすための指導助言をいただくための講師への報償費や消耗品を含めて、50万円の補正をするものでございます。10分の10の補助事業となります。

続きまして、目の生涯学習センター管理費でございます。説明欄、施設管理経費につきましても、センター内の湧水槽のポンプの工事といたしまして、30万6,000円を補正するものでございます。建物内におきましての湧水槽における設置を行っておりますが、ここで一部修繕を行うための補正となります。

予備費につきましても、2,195万5,000円の減額、補正後につきましても、1,604万5,000円となります。

続きまして、20ページから29ページまでが給与費明細書となりますが、今回の補正に伴う職員手当、時間外と、会計年度任用職員による報酬分の増額によ

るものでございます。

30ページにつきましては、債務負担行為の調書を添付させていただきました。

以上、一般会計補正予算（第1号）について、御審議のほどよろしく願いをいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

9 番 井 上 1点、箇所について教えていただきたいと思います。ページが19ページの一番上で、道路新設改良。先ほど説明で、町道31号線の用地買収、物件損失補償という説明がありましたが、箇所はどの辺りになるかですね。補正予算だと箇所図はつかなかった。当初予算はあったんですけれども、ありませんので、どこの箇所。新設ということですので、計画の延長等分かればお願いをしたいと思います。

まちづくり課長 お答えをさせていただきます。町道31号線については、場所がですね、県道の72号河南沢の信号から西側に向かっていただきます。そうしますと、警察署までのちょうど中間地点ぐらいになりますでしょうか、県道から246号のほうに向けて上がっていく道路でございます。こちらについては、認定をして、区域も一定程度決まっておるんですけども、非常に狭隘な道路ですので、ここを拡幅して進めていくということでございます。今回は用地の買収と損害賠償のほうなので、計画線としては検討はしておるんですけども。というところですね、場所的には。延長は、おおむねその北側に向かって70メートル、80メートルぐらいの部分です。よろしいですか。

9 番 井 上 北側に向かうというのがちょっとよく分からなかったんですけども、沢沿いに上がって行ってですね、246手前のところを西方向に行く認定外道路があるんですけど、それではないということですか。

まちづくり課長 すみません、説明が悪かったのをおわびいたします。河南沢の信号から県道西側に向かっていただきますと、今、沢沿いとおっしゃいましたが、沢沿いよりもその先です。その先において町道認定している31号線がでございます。ちょっと個人名はなかなか出せないところなので、その先で北側に上がっていくと

ころの道路です。

9 番 井 上 じゃ、後ほど図面等を、担当課のほうへ行きまして確認をさせていただきます。終わります。

議 長 よろしくお願ひします。ほかには質疑ありますか。

1 2 番 寺 嶋 債務負担行為は何ページだったかな。

議 長 6 ページです。

1 2 番 寺 嶋 第2表の債務負担行為補正（追加）ですね。これですけれども、先ほど説明では、その前に、今回の事務は、12月だったか1月にかけて事務処理がありましたけど、今度は足柄上衛生組合でごみ処理の広域化の事務を共同するというようなことになっているようなんですけれども、全体としては、事業費としては約190数億円、約200億円ほどの事業費が見込まれているようなんですけれども、これは設計とか、それから運営管理費を含めて、この20年間も含めた事業費ということでよろしいのでしょうか。

あと、先ほど説明がありましたけれども、足柄上衛生とする仮契約が12月頃という発言があったんですけれども、この当初の計画書を見るとですね、仮契約は来年の2月頃というような方向性になっているんですけれども、これは時期としては早まっているのか、その辺お伺いをいたします。

あとは、今回は主に足柄上地区の新可燃ごみ処理施設、これ可燃ごみの対象といたしますか、今年が主にしか言っていないんですけれども、不燃ごみとか粗大ごみ処理施設や資源化施設の方向性などですね、これはどういうふうに関後方針が決定されるのか。まだ明確になっていないと思うんですけれども、その辺についてまずお伺いをいたします。

環境上下水道課長 御質問ありがとうございます。まず1点目の御質問です。整備の事業費についてはですね、施設整備に関する部分が税込みでおおむね200億円、それと別にですね、運営維持管理に関しまして、この前、5月22日の全員協議会でお配りさせていただいた資料にも若干書いてあるんですが、税抜きで128億円ほどを20年間で見込んでおります。

それとですね、仮契約のスケジュールについてなんですが、同じく全員協議

会のときの資料の5ページですね、参照いただきまして、先ほどおっしゃっていたとおり、2月頃の仮契約の予定となっていて、12月、1月については優先交渉権者の決定ができるかなというふうに考えておるところでございます。

またですね、もう1つの不燃ごみの関係なんですけど、こちらにつきましては、今年度ですね、そのあたりの協議を上衛生の会議の中で行っていくという予定になっております。以上です。

12番 寺 嶋 それでは再質問です。午前中に財政推計等の説明があったんですけども、そういう中ですね、今回相当莫大な事業費なんで、市町の財政負担が相当大きくなるのかなと思うんですけども、地方債などの財政負担が大きくなるような、そういう財政措置といいますか、そういうところはどうのようなことを今後検討していくのか、お伺いをいたします。

それから、以前1月のときに、広域ごみ処理化ということで、足柄上衛生組合に事務を委託するときに、南足柄が建設場所なんですけども、近隣では一部の人がですね、住民の不安が払拭されない点、要するに環境問題とかそういうことで、住民の方によく説明がされていないような、そういうこともありましたんですけども、その辺の近隣の市町の住民への説明というのが1月以来どのようにされたのかということなどをお伺いいたします。

環境上下水道課長 御質問ありがとうございます。まず1点目についてなんですけど、基本的に整備に係る財源としてですね、国庫補助金、また県のほうから自治基盤強化総合補助金などの補助金を有効に活用させていただいた中で、起債をですね、なるべく抑えられるようにという努力をしているところでございます。

また、2点目の南足柄市等近隣の御理解ということなんですけど、計画のほうのパブリックコメントを実施させていただいた中でおおむね理解が得られたというふうに、各市町の首長さんが判断されているということなので、各市町において十分な説明をなされているというふうに理解しております。以上です。

議 長 ほかに質疑ございますか。

11番 飯 田 2件あります。まず15ページですね、12番の委託料、交通空白時間帯乗合

バス運行委託料とありますが、これはデマンドバスのことを言っているのでしょうか、路線バスのことを言っているのでしょうか。

それと、さっき8時から9時頃までというふうな話でしたが、もう少し話としては具体的にですね、話が進んでいるのか。もし進んでいるようでしたら、その辺をお伺いしたいと思います。

それともう1点は17ページです。今年も暑い夏が予想されますが、18番の高齢者等エアコン設置費用助成金、これはですね、1件上限補助金が幾らか教えていただきたいと思います。

参事兼政策推進課長 まず1つ目の御質問にお答えさせていただきます。まずですね、時間帯、土日の夜間ということで申請時、これはですね、地域の自治会の地域公共交通会議に各自治会長さんが入っております。その中で、特に夜の便、帰り飲んできて帰りたいとか、いろんなあって全然ないんだよという話がありました。町としては、子供たちの環境改善という観点で、塾の便とか、学校の部活から帰ってくる時間がないというところの時間帯が一番少ない。特に土曜日の部活とかもあったので、予定としては土日と計画しておりますが、今後二次的にもし平日のこの辺がよければ、予算的なものもありますので、夜間の8時台とちょうどバスがない時間、土日の便は最終は6時15分という時間帯もありますので、その辺を含めまして、地域公共交通会議の中でこういう運行をしてみたいという承認を得て進めていきたいというふうに考えております。

あとは…。

11番 飯田 デマンドカー。

参事兼政策推進課長 すみません、この計画につきましては一応路線バスを主体に考えておりますが、基本的に乗降の人数等を踏まえて、AIオンデマンドバスと並行にやることも今検討の段階にありますので、より多くの子供たちに乗っていただくという観点で進めていくということで、よろしく願いをします。

福祉課長 2点目の御質問で御回答いたします。高齢者等のエアコンの設置費用助成金の限度額なんですけども、昨年と同じような形で8万円を計上しております。以上でございます。台数は10人分です。限度額8万円です。

11番 飯 田 分かりました。ありがとうございます。路線バスを計画しているということですが、今考えているのはね、平日はデマンドバスが最終バスだから、寄方面8時が定時バスみたいな形で最後ですよ。それは変わらないで、土日だけが増えるということですね。

それともう1つ伺いたいんですけど、土日増える場合には路線バスを充当するというふうなことなんですが、例えば今空白時間帯、6時台がないとか、そういう話もありましたが、この場合、路線バスは定時運行ですよ、その場合でも新松田を出る最終のバスは同じように8時頃を想定しているのか、その辺はいかがでしょうか。

参事兼政策推進課長 バスの運行につきましては、既存のバスはそのままですけど、新たに8時台を増やす、9時台を増やすというような形で今計画しているので、そのニーズにつきましては、一番いい時間帯の、新松田を出て、帰りはもちろん寄から。これはあれなんですけど、バスで行くと、例えば寄のグラウンドなんかを使っている子供たちがナイターになったときに、どうしても帰る時間のバスがない。そういうのがあるので、そういうのを踏まえながら、帰りの便も出られるような計画を今立てております。

11番 飯 田 分かりました。そうしますと、路線バスの最終時間、それはまだよく分からない、これからの話ということでいいんですよ。だけど、私の感じなんですけど、平日は意外と路線バス乗っているんですけど、土日は少ないんですよ。空で動いているバスが意外と多いんですけど、それは全部調査済みということですかね。

だから、夜遅くなって、例えば土曜日、日曜日は塾なんかも休みだと思っんですけど、学校なんかの行事もたまにはあるんでしょうけど、ちょっと費用対効果を考えるとどうかなというふうに。やってもらうことに越したことはないんですけど、それよりはもっと平日の8時の最終を9時頃まで動かしてもらうとか、そっちのほうもちょっと検討していただければ助かると思いますので、よろしくをお願いします。

参事兼政策推進課長 ありがとうございます。いろいろニーズ調査はしております。日曜日にどの

くらい乗るかという推計もしているんですけど、例えば今土日で考えているという申請はしたんですけど、基本的に土日の帰りというのはあるかもしれないんですが、平日の一番多い便の利用人数などを含めた声を聞いて、これは必ず土日だけでやるという今計画ではありませんので、平日を含めて。また、利用の人数が少ないということであれば、先ほど言いましたAIオンデマンド等をさらに9時に走らせるとか、そういうことも計画していきたいので、それにつきましても、8月の運行前に協議会と協議をして進めていきたいというふうに考えています。以上です。

11番 飯田 よろしくお願ひします。終わります。

議 長 ほかに質疑ございますか。

8番 田代 17ページをお願いいたします。合同花火大会の負担金100万円、これは指定寄附ということで頂いて行うということなんですけれども、これはあしがら花火大会、開成町と松田の合同だと思ふんですけれども、開成町についてはどうなのかなと。松田と合わせて、増額、幾らぐらい多くなるのかなと。または、今回70周年記念ですよね。それにひっかけて、心ある業者から指定寄附をいただいたのか、その件についてお知らせください。

あと、もう1点確認なんですけど、その上の商工振興の商品券発行事業補助金、2年ぐらい前に、町外の方が結構買われて松田の方が買われなかった。これが多分改められて、町内だけになっていると思ふんですけど、今年についてはいかがか。この2点についてお願いいたします。

参事兼観光経済課長 まずあしがら花火大会でございますが、先ほどの説明どおり、民間企業の指定寄附金ということで開成町と合同の花火大会に充てるもので、その企業からは一つの口座ということで、松田町のほうの口座に入るわけでございます。70周年を記念しまして、心ある業者から御寄附をいただくことになりました。

2つ目の質問のプレミアム商品券につきましては、今年度第2弾目なんですけど、町内限定ということで予定をさせていただいております。

8番 田代 70周年記念で1社から頂いたということですね。来年はないということで、今年70年だから頂いた、そのような解釈でよろしいですか。

あと、差し支えなかったら業者名を教えてください。難しいようでしたら結構です。

参事兼観光経済課長 70周年記念ということもありますが、毎年あるものでございまして、今年は特別に指定寄附をいただくということになりまして、来年度も挑戦するつもりでございます。事業者名は差し控えさせていただきます。

8 番 田 代 分かりました。終わります。

議 長 ほかには質疑はございますか。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声です。質疑を打ち切って討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略し、採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第35号令和7年度松田町一般会計補正予算(第1号)について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、原案は可決されました。

日程第7「議案第36号令和7年度松田町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第36号令和7年度松田町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)。

令和7年度松田町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ56万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億3,786万6,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和7年6月3日提出、松田町長 本山博幸。よろしくお願ひいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

福 祉 課 長 それでは、議案第36号令和7年度松田町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

介護保険の改正に伴い、町村情報システム共同事業組合システム改修事業の予算の追加が今回の補正の主なものでございます。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書により御説明いたします。12ページ、13ページをお開きください。歳入からの説明です。款、国庫支出金、項、国庫補助金、目、事業費補助金、節、介護保険事業費補助金。説明欄のとおり28万円の増で、歳出の介護保険システム改修費負担金56万1,000円の2分の1を国から補助金として歳入するものでございます。

続きまして、款、繰入金、項、一般会計繰入金、目、その他一般会計繰入金、節、事務費繰入金ですが、説明欄のとおり、補正額28万1,000円で、先ほど一般会計補正予算のほうで御議決賜りました介護保険事業特別会計繰出金と同額を事務費として受け入れるものでございます。

次に、14ページ、15ページをお開きください。歳出についての御説明をいたします。款、総務費、項、総務管理費、目、一般管理費、節、負担金、補助及び交付金は、説明欄の介護保険システム改修負担金を56万1,000円増額するものでございます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

質疑なしとのお声です。討論に入ります。

（「省略」の声あり）

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第36号令和7年

度松田町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8同意第2号は人事案件ですので、町長の提案説明が終わりましたら、質疑、討論を省略して採決をさせていただきたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。それでは、同意2号は、質疑、討論を省略し、採決とさせていただきます。

日程第8「同意2号教育委員会教育長の任命について」を議題といたします。

野崎智君に申し上げます。本件は貴君に関わる件ですので、審議の中立公平性のため自主退場を求めます。

（教育長 退場）

町長の提案説明を求めます。

町長 同意第2号教育委員会教育長の任命について。

次の者を教育委員会教育長に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求める。

記、住所、開成町延沢535番地3。

氏名、野崎 智。

生年月日、昭和35年1月2日。

令和7年6月5日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由。令和7年6月30日をもって教育委員会教育長の任期が満了するため提案するものでございます。よろしく申し上げます。

議 長 町長の提案説明が終わりました。同意第2号教育委員会教育長の任命について、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

( 教育長 入場 )

野崎智君に申し上げます。ただいま貴君の教育長任命について同意されたので、一言御挨拶をお願いいたします。

教 育 長 それでは、一言御挨拶をさせていただきます。ただいま同意をいただきまして、大変ありがとうございます。これから3年間、同意をいただきましたので、精いっぱい頑張っていきたいなというふうに思っております。これからも御支援のほどよろしくをお願いいたします。

議 長 日程第9「報告第3号専決処分の報告について（松田町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例）」を議題といたします。

本件は報告事件でありますので、担当課長の報告を求めます。

環境上下水道課長 それでは、報告第3号専決処分の報告について、御説明させていただきます。

本報告につきましては、町長の専決処分事項に関する条例第1条第4号の規定により、松田町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を専決処分しましたので、これを御報告するものでございます。

1枚おめくりください。専決処分書でございます。

専決処分の理由です。高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令が改正され、令和7年6月1日に施行されることに伴い、同施行令を引用している条例の一部を改正することについて、町長の専決処分事項に関する条例第1条第4号の規定に基づき、専決処分により条例の改正を行いましたので、本定例会にて報告するものでございます。

2枚おめくりいただき、参考資料、新旧対照表を御覧ください。第4条第6号中第21条第2項第1号を第22条第2項第1号に改めるものでございます。

恐れ入ります。1ページお戻りいただきまして、3ページ目の条例本文を御覧ください。附則でございます。この条例は、令和7年6月1日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 担当課長の報告が終わりました。これより質疑に入ります。

9 番 井 上 1点ですね、この該当箇所のある公園が松田町にあるのか、あればどこにあるのかを教えていただきたいと思います。

環境上下水道課長 御質問ありがとうございます。松田町の中にもございます。主にですね、公園の中のトイレ等に障害者の方が不自由なく出入りできるような形にするというようなことを目指すようなものとなっております、基本的には、新設、改良等のときに配慮するようというふうなものでございます。以上です。

議 長 ほかには何かございますか。質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。以上で報告を終わります。

日程第10「報告第4号専決処分の報告について（松田町指定地域密着型サービスの事業者の指定並びに事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び松田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

本件は報告事案でありますので、担当課長の報告を求めます。

子育て健康課長 それでは、報告第4号専決処分の報告について、町長の専決処分事項に関する条例第1条第4号の規定により、松田町指定地域密着型サービスの事業者の指定並びに事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び松田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を専決処分しましたので、地方自治法第180条第2項の規定によりこれを報告するものでございます。

1枚おめくりください。専決処分書でございます。専決処分の理由です。地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による栄養士法の改正に伴い、同法の条項を引用する規定を整理するため、専決処分により条例改正を行いましたので、本会議にて報告するものでございます。

恐れ入ります。2枚おめくりいただき、参考資料1、新旧対照表1ページを

御覧ください。松田町指定地域密着型サービスの事業者の指定並びに事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例第1条関係でございます。第151条第13項中現行の下線部分になります。「、栄養士又は」を改正案の「、栄養士若しくは管理栄養士又は」に改めるものです。

次に、新旧対照表2ページを御覧ください。松田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（第2条関係）でございます。第17条第1項第2号中現行の下線部分になります。「栄養士」の次に改正案の「又は管理栄養士」を加え、「栄養士又は管理栄養士」に改めるものです。

恐れ入ります。2枚お戻りいただき、改正条例本文を御覧ください。附則でございます。この条例は、公布の日から施行するものでございます。

なお、参考資料2といたしまして、5月22日議会全員協議会の際御説明させていただいた資料を添付してございます。後ほど御高覧ください。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 担当課長の報告が終わりました。これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

質疑なしとのお声です。質疑なしと認めます。以上で報告を終わります。

日程第11「報告第5号令和6年度松田町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について」を議題といたします。

本件は報告事件でありますので、担当課長の報告を求めます。

参事兼政策推進課長 報告第5号令和6年度松田町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告については、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越明許費に係る歳出予算の経費を翌年度に繰り越したときは、翌年度の5月31日までに計算書を調製し、次の議会に報告するため、本定例会に報告をさせていただきます。

それでは、1枚おめくりいただき、令和6年度松田町一般会計繰越明許費繰越計算書については、件数につきましては11件でございます。

総務費の地方創生拠点整備の9、寄中学校校舎改修事業につきましては、施工内容等の調整に時間を要したため、年度内の完了が見込めなかったため、翌

年度に7,812万6,000円を繰り越したもので、財源内訳につきましては右の欄の記載のとおりとなっております。

次に、各事業名の地域防災緊急整備事業、こちらにつきましては、国の補正予算における繰越明許費によるもので、松田町におきましては、令和6年度の町補正予算に計上し、令和7年度へ繰り越したものでございます。こちらの主なものにつきましては、総務費におきましては、庁用車購入費、こちらにつきましては当初2台分の申請をさせていただきましたが、採択が1台分となったため、この金額を繰り越したものでございます。

商工費でございます。シャワートレーラー、簡易トイレの購入でございます。

消防費におきましては、トイレカーやバルーンライトほかの購入費によるものでございます。そして教育費における食料運搬車両やスポットクーラーなどの購入費を繰り越したものでございます。

次に、表中の中段になりますが、土木費でございます。こちらは、道路橋梁費につきましては、地権者との交渉が難航したために、392万2,000円を令和7年度に繰り越したものでございます。

続きまして教育費でございます。小学校費及び中学校費の整備事業につきましてもですね、国の補助金に伴う前倒し事業として令和6年度の補正予算として計上し、令和7年度に繰り越したものでございます。

以上、報告とさせていただきます。

議長 担当課長の報告が終わりました。これより質疑に入ります。ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。以上で報告を終わります。

日程第12「報告第6号令和6年度松田町上水道事業会計予算繰越計算書の報告について」を議題といたします。

本件は報告事件でありますので、担当課長の報告を求めます。

環境上下水道課長 それでは、報告第6号令和6年度松田町上水道事業会計予算繰越計算書の報

告についてを御説明させていただきます。

本報告につきましては、地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越しについて、同条第3項に基づき議会に御報告させていただくものでございます。

地方公営企業法第26条におきましては、公営企業において予算に定めた建設または改良に要する経費のうち年度内に支払義務が生じなかったものがある場合、その性質から1事業年度だけは翌年度へ繰り越して使用することができますが、その旨を議会に報告しなければならないことが規定されているものでございます。

1枚おめくりください。事業名、河南沢配水池倉庫設置事業でございます。予算計上額、翌年度繰越額ともに1,200万円でございます。本案件は、現在宮下水源に保管され、災害等の緊急時に使用されている車載用給水タンクについて、宮下水源が洪水ハザードマップの更新に伴い浸水想定区域に指定されたため、移設場所を確保するためのものでございます。当初予定しておりました保管用倉庫の設置と給水車用給水栓の整備という二つの工事内容について、保管用倉庫の設置におきましては、建築確認申請における崖の取扱いにより場所の変更が必要となったこと、またですね、給水栓整備におきましては、水道台帳等の資料と現況に相違があり、工法や設置箇所の変更調整が生じたこと、これらのことに時間を要したことから、予算を繰り越して使用するものでございます。

なお、工事につきましては、8月には完了する見込みとなっております。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 担当課長の報告が終わりました。これより質疑に入ります。

(「質疑なし」の声あり)

質疑なしとのお声です。ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。以上で報告を終わります。

日程第13「報告第7号令和6年度松田町下水道事業会計予算繰越計算書の報

告について」を議題といたします。

本件は報告事件でありますので、担当課長の報告を求めます。

環境上下水道課長 それでは、報告第7号令和6年度松田町下水道事業会計予算繰越計算書の報告について、御説明させていただきます。

本報告につきましては、先ほどの報告第6号と同じく、地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越しについて、同条第3項に基づき議会に御報告させていただくものでございます。

1枚おめくりください。事業名、公共下水道維持補修事業でございます。予算計上額100万円、翌年度繰越額49万5,000円でございます。本案件は、神山地区の県道72号上でございます公共下水道の既設マンホールにおいて、経年劣化による破損箇所が見つかり改修するものでございます。2月に発見し、至急改修する必要があるため3月には着手しておりますが、県道の占用手続等もございまして、適正な工期を確保するため予算を繰り越して使用するものでございます。

なお、工事につきましては6月中には完了する見込みとなっております。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 担当課長の報告が終わりました。これより質疑に入ります。ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。以上で報告を終わります。

日程第14「各種委員会委員等の諸般報告」を議題といたします。

足柄上衛生組合議会報告を出席の武尾哲治君より報告事項について印刷をし、皆様のお手元に配付しておりますが、その報告書をもって報告に代えさせていただきます。そのように取り扱って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声です。質疑を打ち切ります。以上で足柄上衛生組合議会報

告を終わります。

足柄東部清掃組合議会定例会報告を出席議員の古谷星工人君より報告事項について印刷をし、皆様のお手元に配付しておりますが、その報告書をもって報告に代えさせていただきたいと思いますが、そのように取り扱って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

以上で足柄東部清掃組合議会定例会報告を終わります。

神奈川県町村議会議長会新議員研修会報告を出席議員の中津川定雄君より報告事項について印刷をし、皆様のお手元に配付しておりますが、その報告書をもって報告に代えさせていただきたいと思いますが、そのように取り扱って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声です。質疑を打ち切ります。

以上で神奈川県町村議会議長会新議員研修会報告を終わります。

全国町村議会議長会議長・副議長研修会報告を出席議員の南雲まさ子君より報告事項について印刷をし、皆様のお手元に配付しておりますが、その報告書をもって報告に代えさせていただきたいと思いますが、そのように取り扱って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

以上で全国町村議会議長会議長・副議長研修会報告を終わります。

日程第15「委員会の閉会中の継続審査申出書」を議題といたします。

申出書は、総務文教常任委員会委員長、産業厚生常任委員会委員長、議会広報広聴常任委員会委員長、議会運営委員会委員長より、所管事務ほかについて会議規則第74条の規定によりお手元に配付のとおり提出されております。

最初に、総務文教常任委員会委員長からの申出書についてお諮りいたします。

委員長からの申出書のとおり閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。よって、委員長からの申出書のとおり閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

次に、産業厚生常任委員会委員長からの申出書についてお諮りいたします。委員長からの申出書のとおり閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。よって、委員長からの申出書のとおり閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

次に、議会広報広聴常任委員会委員長からの申出書についてお諮りいたします。委員長からの申出書のとおり閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。よって、委員長からの申出書のとおり閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

次に、議会運営委員会委員長からの申出書についてお諮りいたします。委員長からの申出書のとおり閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。よって、委員長からの申出書のとおり閉会中の継続審査

査とすることに決定いたしました。

日程第16「議員派遣について」を議題といたします。

この件につきましては、議会閉会中の調査活動等の今後の計画について、お手元に配付のとおり派遣することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。議会閉会中の調査活動等に議員を派遣することに決定いたしました。

なお、日程、派遣議員に変更等が生じた場合には、議長に一任をお願いいたします。

よって、本日予定しておりました議事日程の全てが終了いたしました。ここで閉会といたします。

(16時04分)